

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援補助金

有田市ではポストコロナを見据え新たな事業を展開する事業者や、年度当初から感染症防止対策に取り組んだ事業者並びに、今後も市内事業所・店舗・従業員の安全・安心な環境づくりを促進する事業者に対し支援を行うことを目的に補助金を交付します。

交付対象者

次のすべてに該当する中小法人、個人事業主が対象となります。

- ◆市内に本社・本店を有する中小法人、市内に住民票を置く個人事業主
- ◆市税等に滞納がないこと
- ◆今後も事業継続意思があること

補助対象経費(主なもの)

補助対象経費は裏面の補助対象事業例に該当するもので下記要件を満たすもの。

- ・令和3年4月1日～令和4年2月28日までに実施した補助事業に係る経費(補助対象期間中に購入、または工事が完成し支払い済みのもの)
- ・リース、レンタルによるものではないこと
- ・本市の他の事業や、国県等の補助金の交付対象となっていないこと。(和歌山県が実施する飲食店感染拡大防止対策助成金は助成金を除いた部分は補助対象)

補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費15万円未満・・・補助率90%、補助上限額10万円
- ・補助対象経費15万円以上・・・補助率70%、補助上限額20万円

補助回数

◆ 1事業者につき 1回限り

提出書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策事業者支援補助金交付申請書兼請求書
- (2) 誓約書
- (3) 補助事業内訳書 ※和歌山県が実施する飲食店感染拡大防止対策助成金の交付を受けている場合は県助成金の交付決定通知書の写し等が必要です。
- (4) 購入品、設備等、改修工事費などの領収書等の写し(日付の分かるもの。レシートの写しでも可)、購入した備品等の写真、工事を伴う場合は改修工事前後の写真(消耗品は写真不要)
- (5) 直近の法人税の確定申告書別表一(法人の場合)、所得税の確定申告書第一表(個人事業主の場合)、いずれも税務署の押印のあるものの写し。e-TAXの場合はメール詳細も必要。

補助対象事業例

| | |
|--|---|
| <p>店舗や事務所の安全・安心を確保するために購入するものの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・マスク・消毒液・ビニール手袋・ペーパータオル等の消耗品 ・フロアマーカー ・透明ビニールカーテン ・仕切用アクリル板 ・非接触型体温計 ・サーモカメラ ・サーキュレーター ・ウイルス対策機能付き空気清浄機・ウイルス対策機能付きエアコン（エアコン機能のみのものは除く）※ ・加湿器 ・次亜塩素酸水生成器 ・換気設備（換気扇、換気ダクト） ・二酸化炭素濃度測定器 ・網戸の新設、取り替え ・間仕切り等の設置工事 ・非接触型決済システム専用端末 ・セルフレジの導入 ・カウンター配置改修・座席レイアウト変更工事等 ・自動手指消毒器 ・事業所内の抗菌・消毒・殺菌・減菌などのサービスの提供を受ける費用 |
| <p>事業継続及びポストコロナを見据え新たな方面へ進出するために購入するものの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット販売に要する初期費用（ECモール登録料等） ・オンライン化等の導入に係る初期費用（パソコンやタブレット機器・Wi-Fi導入費用等） ・テイクアウト・移動販売等開始のPRのための広告費など ・テイクアウト・移動販売等用の店舗・厨房等に変更するための改装費など |
| <p>事業者及び従業員の安全・安心を確保するため購入するものの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査キット・抗原検査キット等 ・その他市長が適当であると認めるもの |

※抗ウイルスに効果の認められる性能が記載されている資料（説明書、カタログ、HPのコピー等）を添付してください。

申請期間

令和3年12月24日(金)から令和4年3月7日(月)必着

受付時間：平日午前9時～午後5時(年末年始、土日祝除く)



提出方法

- ① 郵送での申請(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください)
 - ・有田市役所産業振興課 新型コロナウイルス感染症対策事業者支援補助金担当宛 (〒649-0392 有田市箕島50番地)
- ② 窓口での申請(予約制)
 - ・窓口申請書を持参する場合は電話予約をしていただき、予約時間にお越しください。

問合せ先：有田市役所 3階 産業振興課 0737-22-3624

農地を減らしたい農家の皆さまへ(お願い)

農地の情報提供にご協力ください!

有田市では、

農業を始める方や、農地を増やしたい方の農地確保を支援し、有田市全体の農地面積を維持すること

を目的として、農地情報の収集を行っています。



農地を減らしたい農家の方は ぜひ情報提供をお願いします!

以下のような情報を教えてください。



斜面にあるため
作業が大変



みかんの品種



後継者がいない

etc...

農地を増やしたい方も含め、情報提供にご協力
いただける方は、有田市役所有田みかん課まで
ご連絡ください。

お電話や、実際の訪問にてヒアリングをさせて
いただきます。

【お問い合わせ】

有田市農業委員会・有田みかん課 酒井・中西
TEL:0737-22-3635 FAX:0737-83-3108